

5 西財第 255 号
令和 6 年 3 月 13 日

入札参加資格者 様

西尾市長 中 村 健
(公 印 省 略)

地域建設業経営強化融資制度の導入について (通知)

地域の経済・雇用を支える中小建設業者が直面している厳しい状況を踏まえ、資金調達の円滑化に向け、国の創設した「地域建設業経営強化融資制度」を令和 6 年度から導入し、下記のとおり運用することとします。

記

1. 地域建設業経営強化融資制度とは

融資を希望する中小建設業者が、本市から承諾を得て、工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡し、その工事請負代金債権を担保に融資を受けることができる制度です。制度の概要については、次頁の「地域建設業経営強化融資制度の導入について」を参照すること。

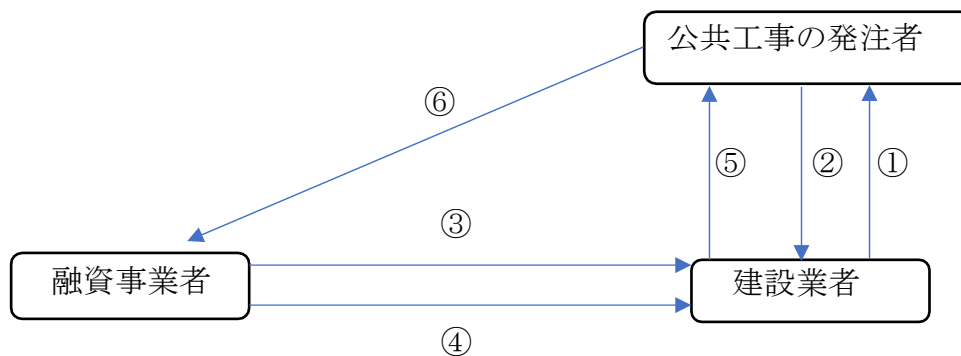
(連絡先：総務部 財政課 契約検査担当 直通電話 6 5 - 2 1 6 3)

1 概要

本制度は、融資を希望する中小建設業者が、本市からの承諾を得て、工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡し、その工事請負代金債権を担保に融資を受けることができる制度である。国が創設した工事出来高に応じて受けられる融資制度の利用を図り、建設業者の資金調達の円滑化を図るものである。

2 制度の仕組みについて

公共工事を受注している建設業者から債権譲渡先への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が融資を行うものである。



- ① 建設業者が発注者に対して債権譲渡の申請を行う。
- ② 書面により申請内容を確認し、条件を満たせば債権譲渡の承諾を行う。
- ③ 融資事業者が工事出来高を確認する。（工事出来高が2分の1以上）
- ④ 融資事業者から建設業者へ出来高に応じて融資が実行される。
- ⑤ 融資実行報告書の提出がされる。
- ⑥ 工事完成後、工事代金を融資事業者へ支払う。

3 譲渡債権が担保する範囲

当該中小建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであり、その他の債権を担保するものではない。

4 対象者

本市が発注する建設工事を請け負う建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者）

5 対象工事

対象工事は、次に掲げる工事を除く工事とする。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- (2) 市長が役務的保証を必要とする工事
- (3) 西尾市低入札価格調査実施要領（平成13年4月1日施行）に基づく調査基準価格以下の金額により契約した工事
- (4) その他債権譲渡の承諾が適当でないと認められる工事

6 様式について

様式番号	名称
様式第1号	債権譲渡承諾依頼書
様式第2号	工事履行報告書
様式第3号	債権譲渡承諾書
様式第4号	債権譲渡整理簿
様式第5号	融資実行報告書
様式第6号	工事請負代金請求書

7 地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領について

西尾市HP > ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 要綱・様式 > 入札や契約に関わる要綱等

アドレス：<https://www.city.nishio.aichi.jp/sangyo/nyusatsu/1001498/1003021.html>

8 融資の問合せ先

- ・(株)建設経営サービス愛知営業所（東日本建設業保証グループ）電話052-962-3525
- ・東日本建設業保証(株)愛知支店 電話052-962-3461

9 適用について

令和6年4月1日より適用する。